

# 府政國本日

裏面白紙

## 外貨債抵当権復原についての諸問題

(一四三九理・企)

### 一、実体的問題

- 〔一〕抵当権復原のための法的措置において外貨債処理法の効果にふれるかどうか  
〔1〕同法の効果を全面的に取消すか  
〔2〕同法第九條第二項の効果を取消すか  
〔3〕同法の効果には全然ふれずにおくか  
〔4〕右の場合財團の管理責任者は誰とするか—受託会社の復活の可能性
- 〔二〕外債担保権が第一順位となる關係上、次順位となる内債債の債権者の救済をどうするか—内債債に対する政府保証の問題
- 〔三〕会社資産の担保余力減少により資金調達が困難にならないか  
〔四〕会社としては第三者の債務につき担保を提供することになるが、

大蔵省

# 府政日本

裏面白紙

258

政府と会社との關係をどう見るか。損失補償、保証契約の必要性

## 二、技術的問題

(一)復原は法律によるか、ボツダム政令によるか

(二)開設時の担保物件のその後の変動をどうするか

(1)工場財團の内容を訂正して登記するか

(2)一應抹消登記を復活させるか

(3)準備期間の長短

(三)復活の時期を何時にするか、遡及の有無。

(四)内閣信託担当者の順位低下に対する同意をどうして得るか  
(不動産登記法第六十五條により必要)

(1)社債権者集会の賛成を得るか—手続的困難

(2)受託会社の責任で承認を得るか—立法措置

(3)立法措置により同意ありと看做すか

省 藏 大

## 府政國本日

(3) 電気事業法第十九條の社債株者（相保附でない社債株者）も利害關係人として、その承諾を求めるか

### 六 登記に関する問題

(1) 不動産登記法第六十五條による關係者の承諾書を不要とするか（四の(3)と関連）

(2) 外貨債処理法により抵当権抹消後、登記簿が滅失したため、現在の登記簿に記載のない外貨債抵当権の存在した証明を誰がするか（行政官廳、裁判所）

七 抵当権者は誰とするか

### 三 集中排除との關係

### 四 相保物件の現状調査の促進

# 府政本日

機密

外貨社債物上担保権設定令(案)

理、外、企ニ四一編

第一條 この政令は、外貨社債の輸債権者の権利を保全するため、外貨債処理法(昭和十八年法律第六〇号)第九條第二項の規定により消滅した外貨社債の物上担保権を再び設定することを目的とする。

第二條 この政令において「外貨社債」とは、米貨又は英貨により表示され、かつ外貨債処理法第九條第一項の規定により元利支拂義務を政府に承諾された社債であつて、別表第一欄に掲げるものをいう。

第三條 大蔵大臣は、外貨社債の元利支拂を担保するため、別表第一欄に掲げる夫々の外貨社債へ信越電力株式会社債番抵当六分五厘利減債基金附社債を除く、について、別表第三欄に掲げる財産の上に第四欄に掲げる順位の抵当権を設定しなければならない。

大 藏 省

裏面白紙

# 府政本日

裏面白紙

2 前項の場合において、当該担保財産の上に存在する抵当権の順位は、債権者の同意をまたないで、当然争下けられるものとする。  
第四條 大藏大臣は、信越電力株式会社有価証券抵当六分五厘利減債基  
金附社債の元利支拂を担保するため、昭和十八年 月 日  
現在において長岡区裁判所下越渡出張所登記第二号工場財團を組  
成して、新たに工場財團を組成し、これに第一順位の抵当権を設定しなければならない。

2 前項の工場財團の組成について必要な事項は、命令でこれを定  
める。

第五條 前二條の規定により外貨社債のために先順位の抵当権が設  
定されたことによつて賃保持利害の受けた損失の補償は、別に法  
律で定める。

第六條 登記所は、この政令施行の日から三十日以内に、第三條及  
び第四條の規定により設定された抵当権について必要な登記をし

## 府政本日

なければならぬ。

第七條 大蔵大臣は、管理人を選任して第三條及び第四條によつて  
設定された抵当権を保全するために必要な事項を取扱わせること  
ができる。

2 管理人が前項の規定により抵当権を保全するために要する経費  
は、國の負担とする。

3 第一項の管理人の選任若しくは解任の手續、責任の範囲その他  
管理人の職務に關し必要な事項は、命令でこれを定める。

第八條 何人も、左に掲げる行爲をしようとするときは、大蔵大臣  
の許可を得なければならない。

一 外貨社債の抵当権の目的物を譲渡し、処分し又は担保に供與  
しようとするとき

二 外貨社債の抵当権の目的物に関する担保権を実行しようとす  
るとき

# 府政本日

裏面白紙

三 前二号に掲げる場合の外命令に定める行爲をしようとすると

2 前項の規定に違反した行爲は、無効とする。

第九條 大藏大臣は、必要があると認めるときは、人及び物項を指定して、前條の制限を免除することができる。

第十條 大藏大臣は、第三條及び第四條の規定により設定された抵当権の目的物の変更の登記を登記所に嘱託することができる。

第十一條 第六條及び前條の登記に関する特例は、命令で定める。

第十二條 第十條の規定による登記については、登録税を課さない。

第十三條 大藏大臣は、外貨債の抵当権の保全に関し必要があると認めるときは、抵当権の目的物の所有者その他の關係者から報告若しくは資料を収し、又は当該職員に、必要な場所に立ち入り、抵当権の目的物若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

大 藏 省

# 府政本日

裏面白紙

2 当該職員が、前項の規定により立入検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帶し、且つ、關係人の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

第十四條 第七條の規定により委任された管理人かその職務を怠つた場合には 円以下の罰金に処する。

第十五條 第八條第一項の規定に違反した者は 円以下の罰金に処する。

第十六條 第十三條第一項の規定に違反し警告若しくは資料を提出せず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、これを 円以下の罰金に処する。

第十七條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關して、前三條の違反行為をしたときは、行爲者を罰する外、その法人又は夫に對しても、

# 府政本日

各本條の罰金を科する。

附則

第十八條 この政令は、公布の日から、これを施行する。

省 藏 大

府政本日

大藏省

# 府政本日

日本電力株式会社 二十八年漸期附利券 六分五厘利附金貨券 當債和	東京電燈株式会社 百五十五年分利附米期券 附米期券一千九百九 當債	貨抵當債 附米期券 貨券一千九百九 當債	宇治川電氣株式會社 當債 七分利附英貨券 當債 當債 當債
日本發送電株式會社 中部配電株式會社 關西配電株式會社 北陸配電株式會社	日本發送電株式會社 中部配電株式會社 關西配電株式會社 北陸配電株式會社	日本發送電株式會社 中部配電株式會社 關西配電株式會社 北陸配電株式會社	日本發送電株式會社 中部配電株式會社 關西配電株式會社 北陸配電株式會社
五号工場財團 登記第	谷村司法事務局登記第	第一號位	第一號位
二十六号工場財團 登記第	二十六号工場財團 登記第	第一號位	第一號位
第一號位	第一號位	第一號位	第一號位

省 藏 大